



監督署の窓

在宅勤務時の労災保険の適用について

もテレワーカーが労働者である以上、通常の就業者と同様に労働者災害補償保険法の適用を受け、業務災害や通勤災害に関する治療費などの療養費や、ケガ等で休業する際の休業給付、治療後に障害が残った場合の障害給付またはお亡くなりになつた場合の遺族への給付等が支給されます。

【業務災害】

新型コロナウイルス感染症がなかなか収束しない現状において、感染症の拡大を防止するうえでテレワークを導入したり、あるいは導入を検討している事業場が今後ますます増えていることと思います。そこで、労働者がテレワーク中に労働災害についた場合の労災保険の適用について説明します。

テレワークを行う労働者については、事業場における勤務と同様、労働基準法に基づき、使用者が労働災害に対する補償責任を負うことから、労働契約に基づいて事業主の支配下にあることによつて生じたテレワークにおける災害は、業務上の災害として労災保険給付の対象となります。ただし、私的行為等業務以外の原因であるものについては、業務上の災害とは認められません。

【通勤災害】
通勤災害とは、労働者が就業に関し、住居と就業の場所の往復等を合理

行っていたが、トイレに行くため作業場所を離席した後、作業場所に戻り椅子に座ろうとして転倒し負傷した場合

これは、トイレや水分補給などの業務行為に付随する行為に起因して災害が発生しており、私の行為によるものとも認められないため、業務災害と認められます。

反対に「洗濯物を干したり取り込んだりした時、食事の支度中、子供の世話などの際に転倒し負傷した場合」は、私的行為によるものとして業務災害は認められません。

在宅勤務を行つてゐる労働者等、テレワークを行ふ労働者については、この点を十分理解していなければ、通勤災害あるいは業務災害に該当する可能性があります。これらの移動時間の取扱いについては、あらかじめ使用者が就業規則等で明確にしておくこと

■使用者が労働者の入退場の記録等により労働時間を把握すること

■テレワークに際しては、一定程度労働者が業務から離れる時間が生じるが、このような中抜け時間については、就業規則等で明確にしておくこと

■労働者から申告された時間の記録を適切に保存すること

■労働者は負傷した場合の災害発生状況等について、使用者や医療機関等が正確に把握できるよう、状況等を可能な限り記録しておくこと

的な経路及び方法で行うこと等によって被つた負傷等をいい、サテライトオフィス勤務やモバイル勤務では、通勤災害が認められる場合も考えられます。

ただし、在宅勤務の場合は、自宅がすなわち就業場所なので通勤災害が認められることは難しいでしょう。

一方で、午前中のみ自宅やサテライトオフィスでテレワークを行つたのち、午後からオフィスに出勤する場合など、勤務時間の一部についてテレワークを行う場合の就業場所間の移動時間については、通勤災害あるいは業務災害に該当する可能性があります。これらの移動時間の取扱いについては、あらかじめ使用者が就業規則等で明確に定めておくことが重要となります。

■なお、個別の判断については、所轄の労働基準監督署が行います。

以上、労働災害の発生

■労働者は負傷した場合の災害発生状況等について、使用者や医療機関等が正確に把握できるよう、状況等を可能な限り記録しておくこと

在宅勤務はモバイル勤務やサテライトオフィス勤務などのどのような形態のテレワークにおいて